

長崎県社会保障推進協議会

発行責任者: 川尻瑠美

〒850-0056 長崎市恵美須町 2-3-2F 長崎県保険医協会気付

TEL 095-825-3829 / FAX 095-825-3893

Eメール nagasaki-hok@doc-net.or.jp

オンライン学習会『マイナンバー制度の現状と社会保障』に43名が参加

県社保協は6月9日に「マイナンバー制度の現状と社会保障」と題して、自治体情報政策研究所の黒田充氏を講師に学習会を開催しました。オンラインによる会内学習会でしたが、構成団体役員など43人が参加しました。

黒田氏ははじめに「マイナンバーカードが普及していないからマイナンバーは失敗した、や私はマイナンバーを使わないから関係ない、は誤解である」と指摘し、マイナンバーカードが普及しなくても行政機関等はマイナンバーを使って個人情報の名寄せができること、マイナンバーを使うのは国民ではなく行政機関等であると説明しました。

次に、個人情報保護、プライバシー保護を語る上で最も重要な言葉が「プロファイリング」であると述べ、「プロファイリングとは、特定の人物に関する様々な個人情報を名寄せすることで、AIによりコンピューター上などに、その人物像を仮想的に作り出すこと。プロファイリングすることで、その人物の将来予測やリスク評価が可能になる。マイナンバー制度の出発点は社会保障費の削減であるが、国が言うところの支援が必要な者とそうでない者の選別を正確に行う、あるいは個人レベルで保険料等の負担と医療・年金等の給付のバランスを図るために、給付を制限したり死後に遺産で精算するなど、こうしたことをするためにはプロファイリングすることが必要不可欠であり、自立自助・自己責任を強調し公的責任を放棄する政策とともに進められている」と強調しました。また、マイナンバーと個人情報の紐付けの現状を紹介し、「今国会で医師や歯科医師、看護師など社会保障や税に係わる32の国家資格との紐付けが盛り込まれた法律が成立したが、有事における動員などを想定しているのではないか。政府は医療等分野の識別子として個人単位化された被保険者番号を使う方針だが、これは支援の選別や医療提供の制限・排除への道を切り開く可能性がある」と警鐘を鳴らしました。

マイナンバーカードの役割として、「マイナンバーの利用は制限されている。一方、マイナンバーカードのICチップに記録された公的個人認証の電子証明書には発



行番号が付番されるが、発行番号の利用には規制がなく、政府は民間企業に利用を促している。発行番号はマイナンバーカード保有者と1対1の関係で、誰かを特定可能であり、民間企業がプロファイリングをできるようになり、様々な商業活動で使われる可能性がある」と指摘。マイナンバーカードの健康保険証化の問題について、紛失・盗難の可能性の増大や医療機関に過度の負担となることを解説した上で、保険証のオンライン資格確認と同じ仕組みを用いて教員免許や大学学生証、在留カードなど万能身分証明書化する恐れがあると述べました。また、マイナンバーカードを申請させることで、政府は全ての国民等のデジタルデータの顔写真を入手できるので、監視カメラと連動した顔認証の活用なども可能になることを示しました。

今国会で成立したデジタル改革関連法では「自治体のシステムの標準化・共同化を図る法律が含まれていたが、これは政府が作成したシステムしか使えなくなるということ。システムの標準化により市町村独自の施策の執行が困難になる可能性が大きく、地方自治の形骸化を招くことは明らか。さらにシステムの標準化は個人情報の民間活用を容易にすることと表裏の関係である」など問題点を説明しました。

最後に、「世界的にはプロファイリングは主流ではない」と述べ、「EUでは『プロファイリングされない権利』が明記され、たとえ本人の同意があっても政治的意見や宗教・思想上の信条、遺伝子や生体情報などの個人データはプロファイリングを行ってはならないとされている。一方で、日本の個人情報保護法にはプロファイリングされない権利の規定がない。マイナンバーを使ったプロファイリングはまだ行われていないが、近い将来、自己責任論に基づく、個人



の状況や努力、履歴等に応じた社会保障給付等の制限を目的として行われる可能性は高い。マイナンバー制度が本当に怖いのは、漏れて悪用されることではなく、合法的にプロファイリングされ、それが選別や排除、すなわち人権侵害につながっていくことである」と指摘し、「プロファイリングされない権利」を認めさせる運動の必要性を強調しました。

講師・黒田充さんの
著書紹介

社保協であずかっています。
必要な方はご連絡ください。



『マイナンバーとマイナンバーカード』¥1,400

『マイナンバーはこんなに怖い』¥1,200

著者割引!

■今年の自治体キャラバンは■

2020 年度自治体キャラバンは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、懇談を行わないなどの制約を余儀なくされましたが、今年度はオンラインでの懇談の可否を含めた自治体アンケートを実施します。2020 年度はコロナ関連の保険料減免が実施されており、国民健康保険、介護保険ともに、減免の実施状況を確認します。「子育て支援等について」は、「子どもの貧困対策推進法(2013 年成立・2019 年一部改正)」を受けての貧困対策計画について、計画の有無や実施状況を問います。また妊産婦医療費助成制度の実施状況を確認します。生活保護基準引き下げと就学援助との関連や、コロナの影響により就学が困難になっている高校生以上の学生を支援する施策につい

て新たに設けました。障がい者支援施策に関しては、介護保険被保険者が障害福祉サービスを利用する場合の条件を確認します。生活保護や生活困窮者支援に関して、社会福祉協議会の貸付事業の実績を新たに問うこととしました。また、コロナに関連した医療・介護・福祉施設への財政支援等の実施状況と、今後の実施予定を確認します。

今後のスケジュールとしては、7 月に発送後、8 月下旬にアンケートをべ切、11 月以降事前検討会を経て各自治体との懇談となります。先にも触れましたが、オンライン懇談となる可能性もあります。ご協力をよろしくお願いいたします。

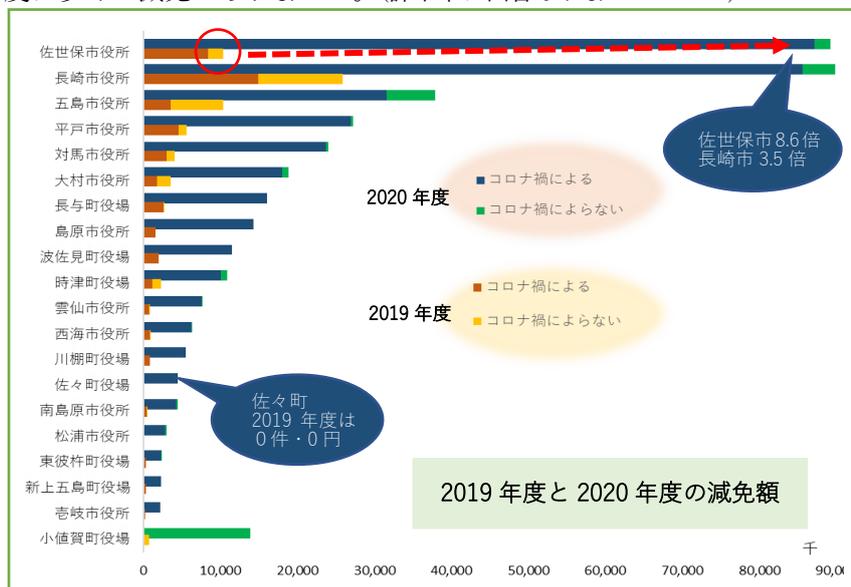


国民健康保険料の減免(国保法第 77 条適用)について各市町に聞きました

長崎県民連は、国民健康保険にかかわる減免申請及び減免額について長崎県下 21 市町にアンケートを行いました。2019 年度との比較では、2020 年度は多くの市町で保険料の申請件数、減免件数、減免額ともに増加しています。申請に対する減免の実施率は右の表のとおり、多くの市町で大差はないものの、佐世保市は 2019 年度 57.6%から 89.1%に増加し、減免総額も 2019 年度 1,035 万円から 2020 年度は 8,946 万円となり 8.6 倍となっています。また佐々町で減免件数 0 件から 22 件に、松浦市で 2 件から 25 件に、もともと件数が少なかった市町でも 20 年度は多くの減免がありました。(諫早市は回答ありませんでした)

申請に対する減免の実施率

自治体	2019	2020
壱岐市役所	100.0%	100.0%
小値賀町役場	100.0%	100.0%
佐々町役場	-	100.0%
新上五島町役場	100.0%	100.0%
長崎市役所	100.0%	100.0%
平戸市役所	100.0%	100.0%
東彼杵町役場	100.0%	100.0%
松浦市役所	100.0%	100.0%
島原市役所	98.6%	98.8%
大村市役所	99.1%	98.5%
長与町役場	95.8%	94.9%
雲仙市役所	94.4%	93.8%
時津町役場	96.3%	93.7%
西海市役所	91.7%	91.2%
川棚町役場	88.6%	89.5%
佐世保市役所	57.6%	89.1%
五島市役所	84.4%	85.9%
対馬市役所	84.9%	83.0%
南島原市役所	75.0%	78.4%
波佐見町役場	75.9%	77.8%



窓口負担減免(第 44 条)は長与町のみでした。2 件から 1 件に減る一方で、額は 1.3 倍に増えていました。